

よくある御質問>第3版

1. 補助金全般について

No.	質問	回答
1-1	要件を満たしている事業であれば、必ず採択されますか。	先着順で採択されますが、申請総額が予算上限に達した場合、受付を終了します。 補助金の申請状況については、ホームページ (https://j-ppf2.jp/kyoto-chusho-eco/) において随時公開します。
1-2	採択先はどのように決定するのですか。先着順で採択されるのですか。	要件に適合しているかの審査を申請順に行い、修正が完了した事業者から順番に採択します。 なお申請とは、書類の不足等がない状態です。申請書の提出順ではありません。
1-3	審査結果は、いつ頃どのような形で知ることができますか。	申請書を提出いただいたから、書類の不備確認や審査に10営業日程度を要します。審査が完了すると、交付決定通知書/不交付決定通知書、交付額決定通知書を専用フォームにアップロードします。なお、通知書をアップロードした旨、電子メールで通知いたします。審査状況は専用フォームにログインのうえ、随時状況をご確認ください。 ※不備があった場合でも、個別の通知は行いませんのでご了承ください。 ※申請件数によっては、審査完了までお時間を頂戴する場合がございます。
1-4	申請者が店子の場合（自社所有でない建物に補助対象設備を設置する場合）は申請可能ですか。	京都市内に事業所があれば申請可能です。 ただし、補助対象設備の設置について建物所有者に承諾を得るなど、トラブルのないよう事前調整をお願いいたします。トラブルが生じた場合においても責任を負いかねます。
1-5	別の補助金との併用は可能ですか。	本補助金と、国、京都府など他の公的補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる補助金、及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の同一設備における併用はできません。本事業で申請している補助対象設備を、他の補助金でも申請し、他の補助金の交付が決定した場合は、早急に事務局に連絡のうえ、指示に従ってください。
1-6	複数の対象設備（例：空調+照明）での申請は可能ですか。 その場合は、一括での申請となりますか。	複数の対象設備を合わせて申請いただくことは可能です。 ただし、申請は一括で行っていただく必要があり、複数の対象設備を設置したとしても、補助金の上限は200万円となります。また、同一事業者が当該補助金を申請できるのは一度だけです。
1-7	複数の事業所での申請は可能ですか。 その場合は、一括での申請となりますか。	補助対象者が所有する市内の複数の事業所での事業を合わせて申請いただくことは可能です。 ただし、申請は一括で行っていただく必要があり、複数の事業所において事業を実施したとしても、補助金の上限は200万円となります。また、同一事業者が当該補助金を申請できるのは一度だけです。
1-8	新たに事業活動を開始する新築・新設の事業所に導入する設備は対象となりますか。	本事業は既存設備を省エネ設備に入れ替える事業を対象としていますので、新たに事業活動を開始する新築・新設の事業所に導入する設備は対象外となります。
1-9	既存の建物を全面改修する場合、事業所に導入する設備は対象となりますか。	既存の建物を全面改修する場合、既存設備の更新のために設置する設備については対象となりますが、事業所に新たに導入する設備は対象外となります。
1-10	エネルギー消費量等報告書とは何でしょうか。 何年間提出しなければならないのでしょうか。	「エネルギー消費量等報告書」とは、事業所で使用する電気やガスなどの前年度（4/1～3/31）の使用量をご報告いただくもので、A4片面サイズの簡単なものとなっています。 当該補助金を申請し、交付が決定した事業者については、交付決定を受けた年度から起算して5年間、「エネルギー消費量等報告書」を提出していただくことになります。 令和7年度に採択された事業者⇒提出年：令和7年度～令和11年度（実績：令和6年度～令和10年度） ＊令和6年度分の実績を補助金申請フォームから提出し、令和7～10年度分は該当の共生センターへ提出 令和8年度に採択された事業者⇒提出年：令和8年度～令和12年度（実績：令和7年度～令和11年度） ＊令和7年度分の実績を補助金申請フォームから提出し、令和8～11年度分は該当の共生センターへ提出 ※京都市地球温暖化対策条例に規定する「準特定事業者（床面積の合計が1,000平方メートル以上の建築物の所有者等）」については、毎年5月末までに当該報告書を提出していただく義務がありますので、当該補助申請により、別途提出していただく必要はありません。詳細及び提出様式は下記ホームページを御確認ください。 (参考) エネルギー消費量等報告書制度 https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000289103.html
1-11	エネルギー消費量等報告書の提出方法を教えてください。	実績報告時に提出ください。提出方法は実績報告書と同様の専用の申請フォームから提出してください。 なお、採択年度以降の報告書は、郵送、FAX、持参、電子メールのいずれかの方法で提出してください。 <郵送、FAX、持参による提出の場合> 報告対象の事業所の住所に応じて、北部・南部いずれかの環境共生センターに提出してください。 郵送、FAXによる提出の場合は、宛先を「エネルギー消費量等報告書担当者 宛」としてください。 <電子メールでの提出の場合> 電子メールによる提出の場合、メール件名を「令和〇〇年度（対象建物がある行政区名）区エネルギー消費量等報告書（事業者名）」とし、PDF又は、エクセル形式にて作成した報告書を添付し、下記の該当する環境共生センターのメールアドレス宛に送信してください。 また、他の制度（事業用大規模建築物減量計画書など）と一緒に提出する場合、他の制度にメール件名等を合わせてください。なお、受付控えは交付しておりません。受領印を押した控えを御希望の場合は、2部（正・副）を直接窓口まで御持参いただきか切手を貼付した返信用封筒（宛名記入済のもの）を同封して郵送してください。
1-12	エネルギー消費量等報告書の提出先教えてください。	採択年度のエネルギー消費量等報告書の提出先は、京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金事務局宛に実績報告書と同様の専用の申請フォームから提出してください。 なお、採択年度以降は報告対象の事業所の住所に応じて、下記の提出先に提出ください。 <北部環境共生センター>（北・上京・左京・中京・右京区） 〒606-8511 京都市左京区松ヶ崎堂ノ上町7番地の2（左京区総合庁舎2階）2階16番窓口 TEL 075-701-9800 / FAX 075-701-9810 メールアドレス hokubukkc@city.kyoto.lg.jp <南部環境共生センター>（東山・山科・下京・南・西京・伏見区） 〒601-8444 京都市南区西九条森本町62-1 TEL 075-671-0511 / FAX 075-671-0322

1-13	京都市地球温暖化対策条例に基づく特定事業者は、エネルギー消費量等報告書の提出の対象外となるいますが、本補助金に採択された場合、特定事業者でも提出が必要でしょうか。	特定事業者であっても、当該補助金を申請し、交付が決定した事業者については、交付決定を受けた年度から起算して5年間、「エネルギー消費量等報告書」を提出していただくことになります。
1-14	京都市情報館によると、「エネルギー消費量等報告書」の対象者は、「床面積の合計が1,000平方メートル以上の建築物を所有されている方（準特定事業者）」と記載されています。 床面積の合計が1,000平方メートル未満の場合、本補助金の対象外となるのでしょうか。	床面積の合計は本補助金の要件ではございません。床面積に関わらず、手引きに記載の補助対象者であれば、補助対象となります。
1-15	1-3の回答について、予算上限に達する直前の際に、申請者1（書類の不足等あり）の次に申請者2（書類の不足等なし）が申請したとします。その場合、申請者1は不採択、申請者2は採択となることもありますか。	A1-2に記載のとおり、原則、書類等の不足がない状態を申請とするため、申請者1は不採択、申請者2は採択となります が、事情等を鑑み総合的に判断します。
1-16	「申請総額が予算上限に達した時点で、受付を終了します。」と手引きにありますが、申請書を提出した後に、予算の上限に達し、不採択となる場合もありますか。	複数の交付申請書が同時に提出された場合で、それらの交付申請額の合計額がその時点での補助金予算残額を超える場合は、補助金予算残額に申請額の比率（各交付申請額をそれらの交付申請額の合計で除した率）を乗じて得た額とします。補助金交付決定通知書の交付予定額にてご確認下さい。
1-17	交付申請から交付決定までは標準的にどれくらいかかりますか。	標準機関は下記の通りです。 <標準期間（目安）> ①申請書類の不足の確認：申請書の提出があった翌日から起算して、1～2営業日以内 ②申請書類の不備の確認：申請書の提出があった翌日から起算して、3～5営業日以内 ③補助金交付決定通知：申請書の提出があった翌日から起算して、10営業日以内 申請状況により前後する場合がございます。
1-18	事業期間内に何度も申請は可能ですか。	本申請において、同一の補助対象者が複数回申請することはできません。また、複数の事業所について申請する場合は、1回の申請にまとめてください。その際の補助の上限は1申請で200万円です。

2. 補助対象者について

No.	質問	回答
2-1	個人事業主は補助対象となりますか。	補助対象者の要件である中小企業者等に該当し、かつ、その他の条件を満たす場合、対象となります。
2-2	医療法人・社会福祉法人等は対象ですか。	常時使用する従業員の数が手引きに記載する数以下であり、かつ、その他の条件を満たす場合、対象となります。
2-3	公共施設（市立小学校、図書館）は対象となりますか。	国又は地方公共団体の事業所等については、対象なりません。
2-4	京都市域外にも事業所を所有しているが対象になりますか。	対象外です。京都市内の事業所のみが対象になります。
2-5	アパートの共用部分の設備を更新したいが、対象になりますか。	賃貸業等に供される建築物であっても、住宅については対象外となります（共有部であっても対象外）。ただし、マンション等に併設されるテナント店舗等については対象となります。
2-6	京都市内に所在しますが、自宅が事業所の場合、補助対象となりますか。また、自宅が事業所であることをどのように証明すればよいですか。	自宅兼事業所であっても、補助の要件を満たしている場合は対象となります。ただし、あくまで事業所部分の設備更新が補助の対象であり、住居部分における設備更新は補助の対象外となります。 補助対象事業の実施場所が事業所部分であることの証明については、申請書の制約事項において誓約していただきますが、住居部分であることが判明した場合は、交付決定の取消し又は交付した補助金を全額返還いただくことになりますのでご注意ください。
2-7	京都市内に所在しますが、設備を設置する事業所を他の事業者と共有している場合、対象になりますか。	対象となります。補助対象設備の設置について共有者全員に承諾を得るなど、トラブルのないよう事前調整をお願いいたします。トラブルが生じた場合においても責任を負いかねます。
2-8	いつまでに設立・営業している中小企業の事業者が補助対象ですか。	申請日以前に事業活動を営んでいる事業者が対象となります。
2-9	工事業者が、自社で所有している建物の設備更新を自社施工する場合、補助の対象となるのでしょうか。	自社施工のため他者への支払いが発生しないもの（自社社員の労務費等）については補助対象外となります。それ以外の要件を満たす対象経費については補助対象となります。なお、この場合でも原則として2者以上の見積を取得してください。また、自社所有建物の自社施工のケースについては、申請内容について確認させていただきますので、ご了承ください。
2-10	従業員数にはパート・アルバイトも含みますか。	常時使用する従業員には、パート・アルバイトを含みます。 なお、事業主、法人の役員、臨時の従業員は含みません。
2-11	宗教法人、学校法人、NPO法人も補助対象事業者ですか。	常時使用する従業員の数が100人以下の場合、原則、補助対象事業者となります。

3. 補助対象設備

No.	質問	回答
3-1	換気扇、局所排気装置、全熱交換器は対象となりますか。	対象外です。
3-2	換気機能付きエアコンは対象になりますか。	空調設備に該当しますので、要件を満たしていれば対象となります。
3-3	給湯設備はどのようなものが対象となりますか。ボイラーは対象となりますか。	給湯設備については、2024年以降に製造されたもので、かつ、燃料転換（CO2削減に資するもの）となるものが対象となります。 例えば、ガス焚のボイラーからエコキュートに更新する場合は、要件の燃料転換に該当するので対象となりますが、電気式給湯器又はエコキュートからエコキュートへの更新は燃料転換を伴わないので対象外となります。 また、重油焚のボイラーからガス焚のボイラーに更新する場合は対象になりますが、ガス焚のボイラーから重油焚のボイラーへの更新はCO2削減に資する燃料転換に該当しないため、対象外となります。 要件に該当する燃料転換の例は手引きに示しておりますので、御確認ください。 なお、手引きにない燃料種についても、事前に事務局までご相談いただけますようお願いします。
3-4	ガス式空調機は対象ですか。	ガス式空調機からガス式空調機への更新は補助対象ですが、電気式空調機からガス式空調機への更新はCO2排出量増のおそれがあるため対象外です。
3-5	どの製品が補助の対象となるのかを知りたい。	手引きに記載の空調設備、照明機器、給湯設備の要件を満たすものが対象となります。 個別の製品の指定はありませんので、設備のカタログや仕様書等を参考に、要件を満たすかをご確認ください。
3-6	チラーは対象ですか。	空冷・水冷に関係なく、チラーや吸収式冷温水発生機のような冷温水を一か所で作る機器は、簡易に省エネ性能が担保できないため対象外です。

4. 補助対象となる事業期間

No.	質問	回答
4-1	いつ補助対象事業に着手してもいいでしょうか。	補助金交付決定通知後から事業に着手していただくことが可能です。事業着手とは、相手方（設置工事業者やメーカー）との契約締結行為又は機器の発注行為を指します。 ※交付の決定を通知した日から30日以内に事業着手されていなかった場合は、合理的な理由がない限り、交付決定を取り消しますので、速やかに工事契約をおこなってください。
4-2	交付決定前に発注してしまったが、補助の対象になりますか。	交付決定前に既に補助対象設備等の契約・発注等を行った場合は、補助の対象外となります。
4-3	既にLED化を実施済みだが、申請できますか。	申請できません。交付決定通知以降の事業着手（工事請負契約の締結等）が補助の対象となります。 また、LEDからLEDへの更新は補助の対象外となります。
4-4	事業完了期限を考慮すると、機器の納期や工期の確保が出来ません。機器の発注だけでも交付決定前に済ませていても良いでしょうか。	機器の発注は事業着手になるため、不可です。交付決定通知以降の事業着手（工事請負契約の締結等）が補助の対象となります。
4-5	いつまでに工事を終える必要がありますか。	令和9年2月12日(金)までに工事完了のうえ、「工事業者へ代金の支払い」まで終える必要があります。なお、実績報告は事業完了した日から起算して30日以内又は令和9年2月28日(日)のいずれか早い日までにしてください必要があります。
4-6	工期が長期であり、複数年度にわたる事業の実施を予定していますか、補助対象でしょうか。	補助対象の更新工事と支払いの完了が令和9年2月12日（金）までの事業に限ります。

5. 対象設備の補助要件

No.	質問	回答
5-1	既設機器の製造年が分かりません。	設置時の納入仕様書、取扱説明書、または、室内機・室外機に型番が記載されているかと思いますので、インターネットで調べていただくか、メーカーに問合せをしてください。
5-2	既存設備の型番や能力が分かりません。どうしたらよいですか。	銘板等にて確認いただくことになりますが、破損等でわからない場合は販売店・設備会社にご相談ください。なお、専門家に見ていただいても不明な場合は、設置年ににおける一般的な機器と同等とし、その旨を記載して申請してください。ただし、その場合、一般的な機器とした根拠資料の提出を求めることがあります。
5-3	照明の場合、電球・電灯のみの更新は対象ですか。	電球・電灯のみの更新は対象外となります。照明器具ごと更新した場合のみ、補助の対象となります。
5-4	既存施設において、機器設備を追加する場合は、対象になりますか。	既存設備から更新する事業のみが補助の対象となります。新たに設備を増設する場合など、既設となる設備がない場合は補助の対象外となります。
5-5	給湯設備の燃料転換とは何ですか。	本補助金における燃料転換とは、給湯設備においてお湯を作る際に使う燃料種をCO2削減に資するものに転換することを指します。 例：既存：ボイラー（燃料種：重油）⇒更新：エコキュート（燃料種：電気） 既存：ガス給湯器（燃料種：都市ガス）⇒更新：エコキュート（燃料種：電気）
5-6	リースで設備を設置する場合、申請対象となりますか。	申請対象外です。補助申請に所有権があるもののみ、申請の対象となります。
5-7	新たに導入する機器が中古の設備も対象になりますか。	中古設備は、補助対象外です。補助対象設備は、未使用品で、商用化されていることが要件となります。
5-8	設備の更新ではなく、新設も対象になりますか。	設備の新設については、対象外です。
5-9	まだ商用化されていない設備も補助対象ですか。	補助対象設備は、未使用品で、商用化されていることが要件となります。

6. 申請書類について

No.	質問	回答
6-1	対象設備の法定耐用年数は、どのようにして調べたらよいですか。	手引き5ページに記載のとおりです。
6-2	見積書取得の際は、設備区分ごと（空調と照明など）に内訳を分ける事あるが、設備区分ごとに見積そのものを分けて（分離発注）も良いですか。	設備ごとに見積書を分けて構いません。（空調はA社、照明はB社などの分離発注も可） この場合、設備ごとに補助対象経費の総額が最低価格となる見積書を採用し、施工予定の工事事業者としてください。
6-3	見積依頼業者から提出された見積書内訳は、「〇〇付 属品一式△△円」という記載があるが、問題ないですか。	特に問題ございません。消費税は、補助対象外経費のため税抜金額も記載してください。
6-4	申請方法を教えてください。	申請の手引きをよくお読みいただいたうえで、必要書類をご作成いただき、原則、電子申請フォームから申請してください（オンライン申請）。
6-5	オンライン申請ができない。郵送や持参による提出は可能ですか。	原則、オンラインによる電子申請フォームでの申請となりますが、難しい場合は、メール・郵送・FAX・窓口での対応も可能です。
6-6	申請方法について、事務局に行って直接お話を聞くことや申請書類を持参することは可能ですか。	事務局（株式会社JTB 京都支店（京都市下京区河原町通松原上ル2丁目富永町338京阪四条河原町ビル7階））にて、午前9時30分～午後5時30分（土・日・祝日、年末年始を除く）であれば、窓口対応が可能です。
6-7	申請書の事前チェックをお願いしたいのですが、可能ですか。	申請書の事前チェックは行っておりません。申請いただいた時点で確認させていただきます。ご不明点がある場合は、申請前でも事務局までお問合せいただく事は可能です。
6-8	複数社から見積書を取得する方法を教えてください。	同条件（同じ仕様）で2者以上の見積書を取得し、補助対象経費が安い方の見積書を提示した事業者を補助対象事業の契約先として選定してください。
6-9	複数事業所を有しており、事業所ごとに見積書を分ける必要がありますか。	複数事業者を申請される場合、事業所ごとに見積書を分けて取得していただいても問題ありません。ただし複数事業所と同じ見積書にする場合、見積書内の項目は分けて作成してください。 なお複数事業所を申請する場合、申請は一括で行っていただく必要があります、複数事業所での事業であっても補助の上限は200万円です。
6-10	設置場所に容易に行けず、設置前および設置後の写真が撮れない。	補助金のご利用に当たっては、工事の着工前や工事中、完了後の写真の提出が必須となります。写真を提出できない場合は、補助金を交付できないことがありますので、予め必要な写真をご撮影ください。ただし、製品型番の箇所の撮影が困難な場合は、その旨を記載し、交換後の機器の全体写真と保証書の写し（写真）を提出してください。
6-11	実績報告書の提出の際に必要な「契約書」ですが、電子契約書でも可能でしょうか。	電子契約書でも対応可能です。

6-12	実績報告書提出の際に必要な「領収書」が発行できない場合、他の書類でも代用は可能ですか？	領収書が発行できない場合は、支払いの実績が確認できる「振込先(元請業者等)が発行する経理書類」や「金融機関発行の振込証明書」等を提出してください。 ただし、以下の情報が明記されている書類であることを確認してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・発行日(交付決定通知書の日付以降であること) ・発行者 ・振込者名(補助事業者であること) ・振込先名(金融機関発行の証明書の場合のみ) ・領収又は振込金額 ・「補助対象経費を含む」の記載がされていること ※ネットバンキング等の振り込み明細画面を印刷した物だけでは不可とします。
6-13	補助金の振込先が事業所名ではなく、個人のものでも問題ないですか。	補助金の振込先は申請者と同じとしてください。なお、申請者が個人事業主である場合、振込先は個人のもので問題ありません。
6-14	補助金請求の際に必要な口座情報や通帳の写しはネットバンキングでも問題ないですか。	問題ありません。オンライン口座の場合、マイページ画面等で、補助金振込先の口座名義人（フリガナ）、金融機関名、店名、預金の種類、口座番号が分かるものを提出してください。フリガナの記載がない場合、マイページ画面でなくとも、口座開設時に届け出た情報（登録済のフリガナ）が分かる資料があればそちらをご提出ください。
6-15	平面図は手書きのものでも問題ないですか。	事業所の間取り及び補助対象設備の設置箇所がわかる平面図であれば、手書きでも問題ありません。 ※複数の設備を設置する場合は、機器表に記載する番号等と対応させて、わかりやすく整理してください。

7. 補助対象経費について

No.	質問	回答
7-1	既存設備の撤去・処分に係る工事費は補助対象経費となりますか。	対象となります。空調設備・照明機器・給湯設備の設置に係る工事において、消費税を除く経費が補助対象経費となります。
7-2	既存設備を残置したいのですが、可能ですか。	既存設備を運用しないことが判然とせず、増設扱いとなるため、残置はできません。確実に撤去をお願いします。
7-3	設備設置のために必要となる、建屋の建築及びその基礎工事は対象となりますか。	建物の建設工事に係る基礎工事部分や設備の設置等に伴う建築物の躯体等に関する工事は、補助対象外となります。
7-4	補助対象設備の設置に伴いクロス等を修復する経費は補助対象となりますか。	機器更新時にやむを得ず補修等が必要な範囲に限り対象となります。
7-5	交付決定後に補助対象経費を精査した結果、事業費が増額してしまった場合には補助金額の増額は可能ですか。	できません。交付決定通知に記載された補助金交付予定額が実際に交付される補助額の上限になります。
7-6	交付決定を受けた補助対象事業の一部を変更を検討しています。変更すると経費が増額しますが、変更承認申請をすれば交付額の増額はされますか。	一度交付決定を受けた場合、変更承認申請を行っても交付額を増額することはできません。 また、事業着手後に協議なく「着手前に申請が必要となるもの」に該当する変更があった場合、交付決定を取り消す場合があります。
7-7	交付決定を受けた補助対象事業の一部を変更を検討しています。変更する際も相見積が必要でしょうか。	相見積は不要です。契約した工事業者等の変更分見積書を再提出してください。
7-8	交付が決定し、交付決定通知書を受け取りました。上限額までまだあるため、追加で補助対象事業の申請をすることは可能ですか。	本募集において、同一の補助対象者が複数回申請することはできません。また、複数の事業所について申請する場合は、1回の申請にまとめてください。

8. その他

No.	質問	回答
8-1	補助事業で取得した財産を、何かしらの事情で処分する必要が生じた場合は、どのような手続が必要になりますか。	処分の制限期間内においては、財産処分の手続が必要となります。補助金の返還が必要な場合がありますので、事案発生した場合は、速やかに事務局へご相談いただきますようお願いいたします。
8-2	補助対象設備の処分の制限期間はいつまででしょうか。また、補助事業で取得したすべての設備が処分の制限対象となるのでしょうか。	処分の制限期間は、補助対象設備の法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)に定める年数)の期間です。手引き5ページに記載のとおりです。 また、処分の制限対象となる設備は、取得価格が単価50万円以上の機械及び器具、備品及びその他重要な財産となります。
8-3	工事業者を紹介してほしい。	工事業者のご紹介はいたしかねますので、申請者において選定してください。なお、工事業者の選定にあたっては、可能な限り市内工事業者の選定を検討していただきますようお願いします。